

まさか!
の時も

安心

です!



一人親方の労災保険特別加入制度のおすすめ

1日約 **180** 円で
(年間保険料65,700円の場合の一例)

給付基礎日額

10,000 円

1日約 **63** 円で
(年間保険料22,986円の場合の一例)

給付基礎日額

3,500 円

広装協一人親方特別加入共済会



広島県室内装飾事業協同組合

労災特別加入でこんなに安心です！

【 工事現場での作業中又は通勤途中でケガをした場合 】

労災特別加入でもらえる内容

■ 一日につきとは入会時に決めた「給付基礎日額」です。■

<p>傷病により病院等で治療したとき</p>	<p>必要な治療費は 全額無料</p>	
<p>傷病治療のため休業したとき</p>	<p>休業4日目から 1日につき60% (給付基礎日額の60%相当)</p>	<p>休業特別支給金としてさらに 20%相当額が加算</p>
<p>傷病が治った後に障害が残ったとき</p>	<p>▶【 障害(補償)年金 】の支給 第1級は給付基礎日額の313日分～ 第7級は給付基礎日額の131日分 ▶【 障害(補償)一時金 】の支給 第8級は給付基礎日額の503日分～ 第14級は給付基礎日額の56日分</p>	<p>障害特別支給金として 第1級 342万円 ～ 第14級 8万円 が一時金支給</p>
<p>傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日または同日後に治っていないとき</p>	<p>▶【 傷病補償年金 】の支給 第1級は給付基礎日額の313日分 第2級は給付基礎日額の277日分 第3級は給付基礎日額の245日分</p>	<p>傷病特別支給金として 第1級 342万円 第2級 107万円 第3級 100万円 が一時金支給</p>
<p>死亡したとき</p>	<p>▶【 遺族(補償)年金 】の支給 遺族1人:給付基礎日額の153日分～ 遺族4人以上:給付基礎日額の245日分 ▶【 遺族(補償)一時金 】の支給 年金を受けることができる遺族がいない場合は給付基礎日額の1000日分 ▶【 葬祭料 】の支給 31.5万円+給付基礎日額の30日分 又は給付基礎日額の60日分の高い方</p>	<p>遺族特別支給金として 300万円 が一時金支給</p>